

元気に商売を続けよう！

自治体の制度を活用しながら 仲間ふやしを進めよう

札幌中部民商

札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

中部民商総会後、各支部で仲間ふやしと組織づくりが進められています。
長引く不況に加え、震災の影響も続く中「頑張ってる商売を続けよう」と励まされています。
「一人で悩まず民商へ相談を」の声をかけていきたいと思います。

札幌市の震災復興支援資金を 活用して融資が実現(ススキノ)

長引く不況に加えて、震災による自粛ムード・風評被害で客足がストップしてしまっているススキノ。厳しい状況を「頑張ってる乗り越えよう」と支部全体で奮闘しています。
北海道や札幌市で創設した「東日本大震災復興支援資金」(中部民商ニユース1024号の裏面に掲載)を活用しようと、内海理事が北海道の制度を活用しようと取引している銀行へ向かいました。



銀行では「保証協会には事前に連絡をしておきました」と言われ、必要書類を用意して申し込みを行いました。希望金額から減額されたものの、申し込みから2週間で実行される事になりました。内海理事は「借り入れが出来てホッとしました。相変わらずススキノは厳しいですが明るく元気に頑張ります」と張り切っています。

また、ススキノ支部のHさんも、札幌信金を窓口と同制度を申し込み、希望金額から減額されたもの、実行されました。
三役会でも「近日中に札幌市の金融課を呼んで説明会を開き、こうした制度を積極的に活用しよう」と話し合っています。

多くの会員に送付されてきている、国民健康保険所得申告書



国民健康保険の所得申告について
① 申告書の提出は、所得の確定申告と同時に提出してください。
② 申告書の提出は、所得の確定申告と同時に提出してください。
③ 申告書の提出は、所得の確定申告と同時に提出してください。

連休明けから「税務署から『収支内訳書』なるものが送られてきたが、出さないとならないのか？どうしたらいいのか？」との問い合わせが確定申告を終えた会員から連日事務所に寄せられています。

「収支内訳書」は提出しなくても罰則はありません。101国会でも「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」と付帯決議をおこなっています。

収支内訳書については法制化されているものの、提出するかどうかは納税者本人が決めることであり、提出しないことでの罰則はありません。近年消費税調査のための売上を把握するために、収支内訳書の提出を強要する動きがありますが毅然と対応することが必要です。「消費税の確定申告に対する書類の不備」として付表2(または5)の提出を求められている方もいますが、扱いについては「収支内訳書と同じ」です。

また、区役所から「国民健康保険所得申告書」(上図参照)も送付されて来ていますが、確定申告を行っている方は提出する必要はありません。

これから支部・班で行われる会合では、「収支内訳書とは?」「税務署の調査に法的な根拠は?」などの討議を進めながら、納税者の権利についてみながら学びましょう。

収支内訳書は罰則のない「訓示規定」提出しない事で不利益な扱いは受けません

ススキノ 支部主催 ゴльфコンペのご案内

いつになったら景気がよくなるのか?震災の影響もありススキノはどん底の毎日です。そのストレスをボールにぶつけて発散しませんか。そして「民商の仲間達の輪を広げていこう」と、3回目となるゴルフコンペを企画しました。
下記の日程で行いますので、皆さんの参加をお待ちしています。

日時:6月6日(月)集合8:15 スタート8:45
場所:北広島GC・東コース
(北広島市中の沢450-1 TEL373-1111)

参加費:10,000円(食事付)

ルール:ダブルペリア方式(キャディ付乗用カートです)

定員:5組20人を予定

※6月1日(水)までに事務局・富堂まで連絡を。定員(20人)になり次第、期日前でも締め切らせて頂きますのでお早めに

東日本大震災募金振込先

北洋銀行 東屯田支店
普通預金 0591021
札幌中部民主商工会 特別会計
会長 横江泰介

会費の納入について

民商は会員の会費によって運営されています。
毎月15日までに、会費納入して下さいようご協力をお願いします。